

令和6年4月1日より実施中

草津市

パートナーシップ 宣誓制度

誰もが自分らしく

暮らせるまちへ

性的マイノリティとは？

性自認(自分が認識する自分の性別)が出生時に判定された性と一致しない人や、性的指向(恋愛対象となる相手の性別)が異性に限らない人のことです。

Lesbian(レズビアン)

女性同性愛者

Gay(ゲイ)

男性同性愛者

Bisexual(バイセクシュアル)

両性愛者

Transgender(トランスジェンダー)

性自認と身体的性が一致しない人

Questioning(クエスチョニング)

自認する性や性的指向がわからない人

「L:レズビアン、G:ゲイ、B:バイセクシュアル、T:トランスジェンダー、Q:クエスチョニング」の人々を意味する頭文字を組み合わせた「LGBTQ」が性的マイノリティの総称として使われることがあります。これらだけに当てはまらない、様々な性のありかたが存在しています。

LGBTQ



パートナーシップ宣誓制度とは？

戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束した、**一方または双方が性的マイノリティである2人が、市長に対してパートナーシップである旨の宣誓を行い、市が宣誓書受領証や宣誓書受領証カードを交付する制度**です。法律上の結婚と同等の効果(相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、この制度を通して、性の多様性や性的マイノリティの方々への理解が深まり、誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。



市民・事業者の皆様へ

本制度の対象となる方々は、互いの関係性の理解を得られにくいことで、生活する上での制約を受けている場合があります。

宣誓されたお二人のパートナーシップの関係を尊重し、事業者や関係団体と連携しながら誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、趣旨を御理解いただき、本制度の推進にご協力をお願いします。

また、受領証カードを提示された場合は、提示したお二人の関係について、本人の同意なくほかに伝えることのないよう十分にご注意ください。

問い合わせ先

草津市総合政策部人権政策課(市役所7階)
〒525-8588 草津市草津三丁目13-30
(9:00~16:45 土日祝年末年始除く)

電話:077-561-2335

FAX:077-561-2489

E-mail: jinken@city.kusatsu.lg.jp

制度の詳細については
草津市ホームページを
御覧ください。▶



パートナーシップを宣誓できる方

宣誓されるお二人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- 1 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に定める成年に達していること。
- 2 双方または一方が市内に住所を有している(宣誓の日から本市への転入を3か月以内に予定している場合を含む。)こと。
- 3 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がないこと。
- 4 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- 5 双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。)の関係にないこと。(パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。)

宣誓手続きの流れ

1

宣誓する日時の事前予約

宣誓を希望する7日前までに人権政策課へ電話・メールで事前予約をしてください。担当課から宣誓日時や場所を調整の上、連絡します。



2

パートナーシップの宣誓

宣誓を行う二人で市役所までお越しいただき、必要書類を提出してください。



3

パートナーシップ宣誓書受領証・宣誓書受領証カードの交付

書類に不備等がない場合、宣誓書受領証と宣誓書受領証カードを即日交付します。なお、書類の記入、確認、説明等を行うため、交付までは時間がかかります。



宣誓書受領証カード(見本)

パートナーシップ宣誓書受領証カード	
草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
〇〇 〇〇 様	△△ △△ 様
平成9年3月2日 生	平成9年3月2日 生
【宣誓日: 令和6年4月8日】	
第 1-1 号	
令和6年4月8日 草津市長	
※裏面もご確認ください。	

この受領証カードの提示を受けられた方へ

「草津市パートナーシップ宣誓制度」は、草津市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証明するものであり、市民や事業者の皆様に対して、性の多様性や性的マイノリティの方々に対する理解が広がるよう取り組むものです。

この受領証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分理解くださいますようお願いいたします。また、本制度を利用する方の性的指向・性自認、本制度を利用していることについては、本人の同意なく、正当な理由なしに口外しないでください。

【特記事項】戸籍上の氏名等

【緊急連絡先】

宣誓書受領証(見本)

様式第2号 (第7条関係)		(裏面) 第 1-1 号	
パートナーシップ宣誓書受領証			
(氏名または通称名)			
〇〇 〇〇 様	△△ △△ 様	様	
(生年月日: 平成9年3月2日)	(生年月日: 平成9年3月2日)		
宣誓日		令和6年4月8日	
草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。			
令和6年4月8日		草津市長	
※裏面もご確認ください。			

(裏面)
この受領証の提示を受けられた方へ
草津市では、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざして、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。
「草津市パートナーシップ宣誓制度」は、草津市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証明するものであり、市民や事業者の皆様に対して、性の多様性や性的マイノリティの方々に対する理解が広がるよう取り組むものです。
この受領証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分理解くださいますようお願いいたします。
また、本制度を利用する方の性的指向・性自認、本制度を利用していることについては、本人の同意なく、正当な理由なしに口外しないでください。
【特記事項】戸籍上の氏名等

【緊急連絡先】

パートナーシップ宣誓書受領証・宣誓書受領証カードの利用について

市から交付された宣誓書受領証や宣誓書受領証カードを提示することで、市の対象窓口で配偶者と同じような対応が受けられる場合があります。対象の窓口などは、市ホームページで順次公表します。また、一部の企業でもサービスが導入されています(サービス導入の有無は各企業によって異なりますので、事前に利用する企業へ確認してください)。

